

令和7年(ネ)第3458号

控訴人 松竹 伸幸

被控訴人 市田 忠義

## 控訴答弁書

東京高等裁判所第23民事部Bハ係 御中

2025年10月1日

### 被控訴人訴訟代理人

弁護士	小林亮	淳	加藤健次
同	長澤彰	彰	加藤健次
同	藤健	健	加藤健次
同	林芳	芳	加藤健次
同	山田大	大	加藤健次

加藤健次  
加藤健次  
加藤健次  
加藤健次

### 第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

との判決を求める。

### 第2 控訴理由書記載の控訴の理由に対する認否

- 1 「第一 はじめに」について  
争う。

## 2 「第二 原判決の理屈の誤り」について

### (1) 「一 原判決の理屈」について

原判決が一審被告の論評であるとしたことおよび引用された原判決の内容は認め、その余は争う。

### (2) 「二 ①について」について

争う。

### (3) 「三 ②について」について

ア 柱書は知らないし争う。

イ 「1」は、控訴人引用の判例の存在は認め、その余は不知。

ウ 「2」は不知。

### (4) 「四 検討」について

ア 「1」および「2」は不知。

イ 「3」は争う。

## 3 「第三 結語」について

争う。

## 第3 被控訴人の主張

### 1 本件発言は一審原告の言動に対する論評であること

被告準備書面（1）3～5頁で述べた点に加えて、下記の点からも、本件発言が一審原告の言動に対する論評であることは明らかである。

#### (1) 長時間・長文の表現における表現では、一部分の記述が主題に対する印象を離れて独自に印象を与えない限り名誉毀損は成立しないこと

東京地判平成10年7月27日・判例タイムズ991号200頁は、雑誌記事に関する事案であるが、「一般に、新聞、雑誌等における特定の記事の中の記述が、他人の社会的評価を低下させるものとして不法行為を構成するか否かは、単に記述の断片的な文言だけからではなく、当該記述の配置や本文全体の中での構

成、前後の文脈、見出文の有無、活字の大きさ、当該記事の趣旨・目的等の諸般の事情を総合的に斟酌した上で、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として、これによって一般の読者が当該記述から受ける印象及び認識に従って、判断する必要がある。」とした上で、「本件記事の趣旨・目的は、原告を誹謗中傷することにあるのではなく、まさにその見出しのとおり自民党執行部の弱体について論評すること」、「本件問題部分は、自民党執行部の一員である原告に他の執行部の面々と同様に自民党をまとめる力がないことについての一つの例証の記載の中の一部分にすぎず、記述の分量自体が絶対的に小さいというだけでなく、その本件記事に占める割合は、内容的にも分量的にも従たるものにすぎないこと」、「本件問題部分は、これまで報道機関が繰り返し報道してきた事実及びこれから合理的に推測されるところの事実をふまえ、これらの事実を簡潔にまとめて記載したものにすぎず、それ以上に新たな事実を付加し、これを具体的に摘示するものではない」と等を指摘し、「本件問題部分が本件記事の趣旨・目的に照らして適當な表現のみを用いた記述とはいはず、原告がそれに対し、幾何かの不快の念を抱くようなことがあったとしても、一般の読者の通常の注意と読み方を基準とした場合に、本件問題部分が、本件記事の主題に対する印象を離れて独自に本誌の読者に印象を与えることは相当に難しく、本件問題部分による原告の社会的評価の低下はそれがあったとしてもごく僅かなものにすぎないことは明らかである」として、名誉毀損の成立を否定した（下線部は一審被告代理人によるもの。）。

このように、雑誌記事のような長文記事の中の一部分についての名誉毀損が問題となった場合、前後の文脈や当該記事全体の趣旨・目的等をふまえて、一般読者によって当該記述が当該記事の主題に対する印象を離れて独自に印象を与えない限り、名誉毀損は成立しないとされている。

上記の趣旨は、本件のように、長時間の演説の一部発言についての名誉毀損が問題となっている場合も、同様に当てはまると考えられる。

そして、ある表現が事実摘示か意見論評かの区別が一般読者基準によって判断されることからすれば、演説全体の主題が意見論評である場合、一部発言が全体の主題に対する印象を離れて独自に印象を与えない限り、当該発言は意見論評に当たると言うべきである。

(2) 本件発言のうち「党内をかく乱するためには」との発言部分は独自の印象を与えるものではないこと

約47分間（約2820秒間）の被告の演説のうち、一審原告に関する話題の部分は約4分12秒間（甲4の1・56分41秒～1時間00分53秒）である。そのうち、本件発言は約20秒間（同58分00秒～58分20秒）である。さらに、「党内をかく乱するためには」との発言部分（以下「本件発言部分」という。）は、（同58分02秒～58分04秒）の約2秒間である。

すなわち、本件発言の時間は、約47分間（約2820秒間）のうちの約20秒間（演説全体の約0.7%）に過ぎず、本件発言部分に至ってはさらにそのうちの約2秒間（演説全体の約0.07%）に過ぎない。

このように、本件発言および本件発言部分が、一審被告の演説のうちごくわずかな時間や分量でしかないことからすれば、演説全体の主題に対する印象を離れて独自に印象を与えるものでなかつたことは明らかである。

そして、本件発言の前後で一審被告は、一審原告の一連の日本共産党の運営や執行部に対する批判と自らが党首になるべきだという主張や本件記者会見での発言について、日本共産党の内部で自らの主張の支持者賛同者を増やし、党運営をかき乱そうとするものだという一審被告の評価を述べていることからすれば（この文脈の内容について、一審原告は特に争っていない。）、一般聴衆は本件発言および本件発言部分についてもあくまで一審被告の評価であると理解する。

なお、原判決が意見論評となる理由として「被告は、本件発言の前後において原告が日本共産党を攻撃していると激しく非難しており、そのような本件発

言の前後の文脈に加え、本件発言が政党の演説会でされたものであって聴衆がその内容を反復して確認するものではないこと」(原判決5頁)を挙げている点も、上記と同様の趣旨を含むと解される。

### (3) 本件発言部分は、発言の語調に照らしても論評であること

一審被告は、本件発言の前半について「その文春と相談して、党内をかく乱するためには値段も安くしましょう。記者会見で公然と語っています。」と反訳している。

しかし、実際の演説(甲4の1)における一審被告の語調を反映すると、「その文春と相談して、党内かく乱するためには、値段も安くしましょう。記者会見で公然と語っています。」とでも反訳すべきものである(下線部は一審被告代理人によるもの。)。

すなわち、一審被告は、本件発言部分の前後(「その文春と相談して」および「値段も安くしましょう」との間)、甲4の1・58分02秒当たりや同58分04秒あたりで、間をとっているのである。

すると、本件演説の一般聴衆としては、「党内かく乱するためには」をその後の「値段も安くしましょう。記者会見で公然と語っています。」と分けて受け取るのであり、本件発言部分を一審被告による記者会見での発言に対する評価だと理解する。

### (4) 小括

以上の理由からも、原判決が述べるとおり、本件発言は「本件書籍の公刊をはじめとする原告の言動について、本件原告発言を摘示するとともに、これをどのように受け止めているかという被告の意見ないし論評を述べたもの」であることは明らかである。

## 2 本件発言は一審原告の社会的評価を低下させないこと

前記1(1)および(2)で述べたとおり、本件発言および本件発言部分が、

一審被告の演説のうちごくわずかな時間や分量でしかないことからすれば、演説全体の主題に対する印象を離れて独自に印象を与えるものでなかつたことは明らかである。そうすると、一審原告の社会的評価の低下があつたとしてもごく僅かなものに過ぎず、不法行為に該当するほどの社会的評価の低下とはいえない。

また、本件演説の一般聴衆は、日本共産党の党員や支持者であることから、一審原告が日本共産党を除名されており、日本共産党と対立関係にあることを認識していたと考えられる。すると、本件演説の一般聴衆はこのような対立関係を前提として本件演説を理解しており、「党内かく乱するためには」という本件発言部分の有無によって、一審原告の社会的評価の低下は生じないというべきである。

以上より、本件発言は一審原告の社会的評価を低下させるものとはいえない。

### 3 免責事由の存在（公正な論評の法理）

仮に本件発言が一審原告の社会的評価を低下させるとしても、本件発言は公共の利害に関する事実に係るものであること、その目的が専ら公益を図ることにあること、意見論評の前提事実が真実であること、意見論評としての域を逸脱しないことは、原判決（5頁）が述べるとおりである。

したがって、本件発言は公正な論評の法理により違法性を欠き、不法行為は成立しない。

### 4 結論

よって、本件発言について名誉毀損は成立しない。

## 第4 結語

以上のとおり、控訴人の控訴理由における原判決に対する批判はいずれも失当であり、本件控訴は理由がないから、棄却されるべきである。

以上